

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年2月21日

横浜市契約事務受任者
教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

原小学校 2年1組教室ほかエアコン修繕工事

2 履行(納品)場所

横浜市瀬谷区阿久和東4-33-1
横浜市立原小学校

3 契約日

令和6年10月10日

4 履行日又は履行期間

令和6年10月10日～令和6年11月8日

5 契約金額

228,800円

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市旭区都岡町39-4
妙光電機株式会社

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

9月19日夕方、2年1組で冷房をつけてもすぐ切れてしまうというエアコンの不具合を担当が確認。

9月20日朝、2年1組のエアコンをつけても3分で止まってしまう、という事象が10回以上続き、気温が35度近いので、教室では授業にならず、ほかの学年の授業編成を組みなおし、2時間目から5時間目まで2年1組の児童は原小学校図書館で授業を行った。また、給食は衛生面を考慮し家庭科室で食べた。

しかし、20日はたまたま6年生(5クラス)が修学旅行中で特別教室が使いやすかったことを考えると、長期にわたり教室で過ごさないカリキュラムを2年1組で組むことは不可能で、まだまだ暑い日が続くこと、プレハブ校舎では体感温度がかなり高くなることを考えると、至急、2年1組の児童が熱中症の心配をすることなく、学校生活を安心安全に過ごせる環境を整えることが必要だと考えた。

たて続けに、9月25日夕方、第二校舎のエアコンの室外機にエラー表示、5年1組、5

年2組、5年4組、12組で異常を表すマークがモニターに表示されており、気付いた副校長が該当クラスの主任に確認すると、冷風が来ていなかったことが判明。

9月26日朝は5年5組以外の同じ室外機の系統の教室（5年1組、5年2組、5年3組、5年4組、12組、作業室、13,14組）で冷風が出ず、教室内の温度が一時32℃になるクラスもあった。急いで体育館の工業扇や冷風機を持ち出して対応したが、全く効果はなかった。第二校舎の該当クラスも、熱中症の心配をすることなく、学校生活を安心安全に過ごせる環境を整えることが必要だと考えた。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市の有資格者名簿掲載で、本校での修繕実績が優良な業者を選定した。

9 所管

原小学校